

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

大阪府・兵庫県の産業別最低賃金

～ 産業別最低賃金の改定状況 ～

産業別	大阪府		兵庫県	
	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日
繊維工業、靴下製造業	—	—	751(750)	H21.12.1
塗料製造業	845(840)	H21.10.31	862(857)	H21.12.1
鉄鋼業	841(837)	H21.11.30	842(839)	H21.12.1
はん用機械器具製造業、生産用 機械器具製造業、業務用機械 器具製造業	827(824)	H21.10.31	825(822)	H21.12.1
暖房装置・配管工事用付属品、 金属線製品製造業、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業	827(824)	H21.10.31	—	—
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械、 器具製造業	806(802)	H21.11.06	789(786)	H21.12.1
輸送用機械器具製造業	—	—	862(857)	H21.12.1
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	—	—	791(788)	H21.12.1
各種商品小売業	768(765)	*H21.11.30	761(758)	H21.12.1
自動車小売業	813(808)	*H21.11.30	805(802)	H21.12.1
自動車・同付属品製造業	824(820)	*H21.11.30	—	—
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	798(795)	*H21.11.30	—	—

★表中の()内は改定前の金額、*印の発行年月日はH21.10.26現在での予定です。

★産業別最低賃金が決定されていない業種や職種は、地域別最低賃金の対象となります。
大阪府最低賃金は762円、兵庫県最低賃金は721円です。